

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3391号)

令和8年9月3日

横 情 審 答 申 第 3391 号

令 和 8 年 9 月 3 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和4年5月6日総法第53号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C、特定審理員Dに係る通勤
届・氏名（変更）届 兼 口座振替申込書（非常勤職員）」の一部開示決定
に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C、特定審理員Dに係る通勤届・氏名（変更）届兼口座振替申込書（非常勤職員）」を一部開示とした決定において、振替先金融機関欄を開示請求の対象外としたことは妥当ではなく、当該部分についても対象とした上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年2月7日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 個人の住所及び電話番号は、職員の私生活に関する情報であり、個人に関する情報であって、具体的な人物と情報との間に同一性を認めることができ、特定の個人を識別することができるものであるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示とした。

郵便番号は、郵便番号簿と照らし合わせることによって、おおよその居住地を推知することができるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示とした。

- (2) 職員の職員番号は、職員個人ごとに固有の番号が付番されるものであることから、個人に関する情報であって、本件処分で開示されている職員の氏名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。職員の職員番号は、慣行として公にされている情報ではないため、本号ただし書アには該当せず、職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ウにも該当しない。また、本号ただし書イにも該当しな

い。

- (3) 職員が通勤手段として電車を利用している場合、利用交通機関名及び区間を開示することによって、審査請求人は、職員の利用している駅を推認することができ、職員の住所を探索することが容易になってしまう。

また、時間、距離及び乗車券代を開示することによって、審査請求人は職員の利用している駅を推認することができる。以前とは異なり、インターネットによる経路検索サービスが、無料で誰でも自由に使用できる現在では、通勤手当が分かれば職員が利用している駅を容易に絞り込むことができる（なお、通勤手当は、住居と勤務場所との間を往復することに対して支給される。）。

よって、利用交通機関名、区間、時間、距離及び乗車券代は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、正規な行政文書の開示を求める。
- (2) 所属記入欄が空欄で、届出を確認決定した職・氏名、押印／署名がない。労務主管課の担当職員、係長の確認押印／署名、所属決裁欄等も空欄である。
- (3) 通勤方法、通勤区間のなかで、市役所までの通勤経路の記載がない。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 審理員の労務に係る事務について

総務局法制課では、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求に係る審理手続を所管している。

法第9条第1項の規定により、審査庁が審理員を指名することとされているが、横浜市では弁護士を任用して審理員に指名している。審理員の身分は、平成28年度

から令和元年度までは非常勤特別職職員であり、審理員の報酬は、横浜市嘱託審理員就業要綱に基づいて支払っていた。また、審理員の身分は、令和2年度からは会計年度任用職員と位置付けられたため、一般職職員として取り扱われることとなった。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、令和2年に提出された特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C及び特定審理員Dの通勤届・氏名（変更）届兼口座振替申込書（非常勤職員）である。実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の住所及び電話番号、郵便番号、職員の職員番号、利用交通機関名、区間、時間、距離並びに乗車券代を非開示としている。

イ 審査請求書には、審査請求の趣旨として、「一部開示決定通知書に係る処分を取消し、正規な行政文書の開示を求めます。」、審査請求の理由として、「1. 所属記入欄が空欄で、届出を確認決定した職・氏名 押印がない。通勤手当相当額の受給が受けられない。 2. 通勤方法、通勤区間のなかで、市役所までの通勤経路の記載が無い。労働者災害補償保険法第7条の適用時に問題となる。」と記載されている。よって、審査請求人は、所属記入欄並びに利用交通機関名及び区間の欄に市役所までの通勤経路が記載された本件審査請求文書の開示を求めており、非開示部分の開示は求めていると解されることから、当審査会では文書特定の妥当性についてのみ判断する。

(4) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求書の備考欄に「文書保有課 総務局総務部法制課」と記載されていたため、特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C及び特定審理員Dが提出し、総務局法制課が保有している、所属記入欄が記載される前の本件審査請求文書を特定した。

(イ) 本件審査請求文書については、特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C及び特定審理員Dが提出したものを総務局法制課において受領後、所属記入欄中の所属決裁欄に押印のうえ、当時の労務主管課である総務局総務課へ提出した。そして、総務局総務課において所属記入欄に必要事項の記載及び押印がされた後は同課が保有しており、組織再編により現在は行財政局総務課が保有している。

(ウ) 市役所の最寄り駅から市役所までの通勤経路については、特定審理員 A、特定審理員 B、特定審理員 C 及び特定審理員 D のいずれも「徒歩」と記載している。

(エ) 振替先金融機関欄については、本件開示請求書の記載から審査請求人は通勤経路及びその通勤の実情を届出した文書の開示を望んでいると解されることから、本件開示請求の対象ではないと判断した。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 上記ア(エ)のとおり、実施機関は、本件開示請求書の記載から、振替先金融機関欄は本件開示請求の対象ではないと判断したと主張する。

しかし、審査請求人は、本件開示請求書において、「通勤経路及びその通勤の実情を届出した文書。」と記載しており、振替先金融機関欄も届出内容に含まれること及び当審査会において本件開示請求書を確認したところ、本件開示請求の対象から振替先金融機関欄を明確に除く意図があるものとは認められないことから、実施機関が振替先金融機関欄を請求の対象外としたことは妥当とはいえず、当該部分についても本件開示請求の対象とすべきである。

(イ) そのほかに本件開示請求書で文書保有課として指定された総務局法制課において特定すべき文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定において、振替先金融機関欄を開示請求の対象外としたことは妥当ではなく、当該部分についても対象とした上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 大関亮子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 5 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 6 月 17 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 8 年 3 月 27 日	・ 実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令 和 8 年 6 月 4 日 (第55回 第四部会)	・ 審議
令 和 8 年 8 月 6 日 (第56回 第四部会)	・ 審議